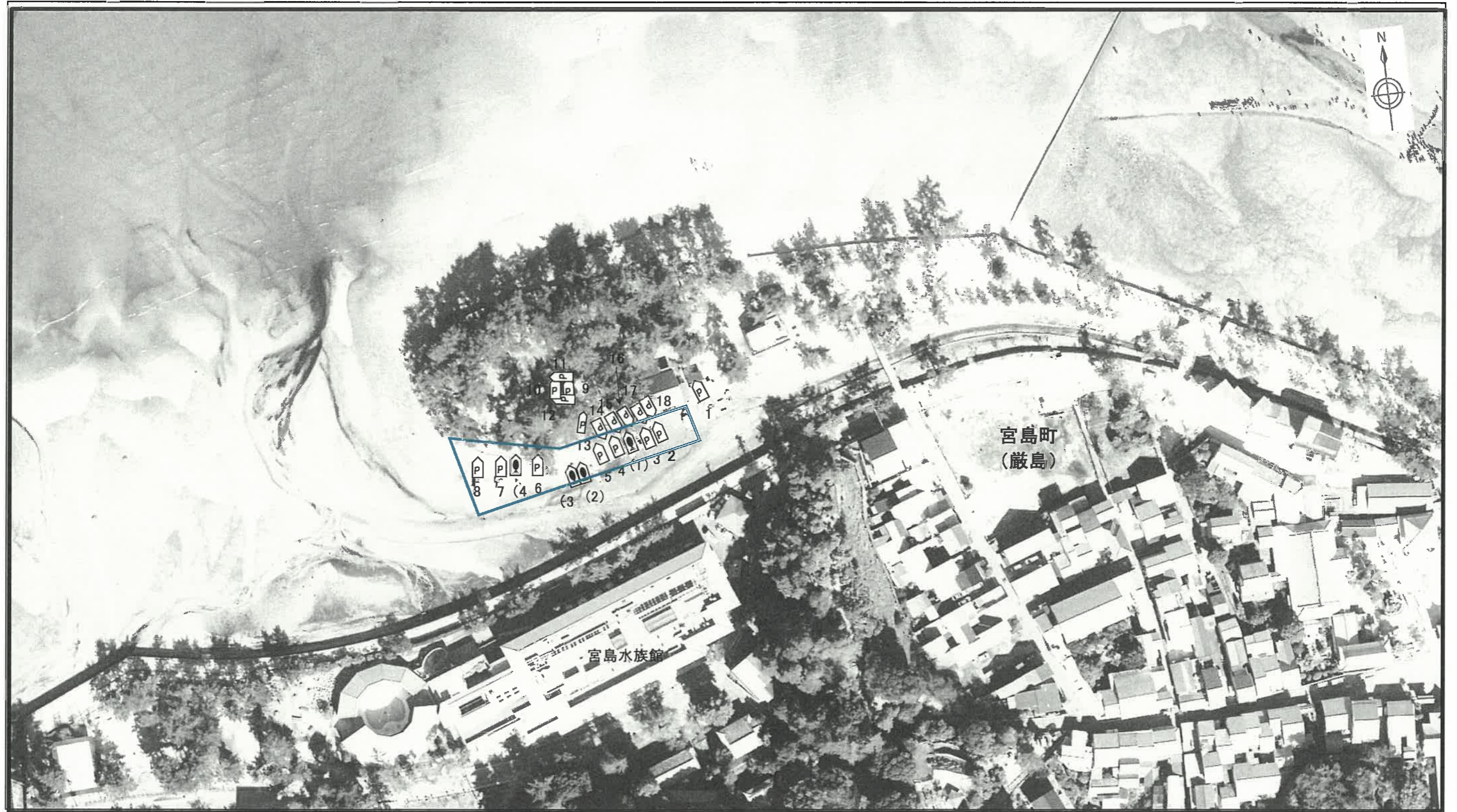


# 地区別実施計画

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	—	清盛神社	平成30年7月4日	1/1,320	23	1/1



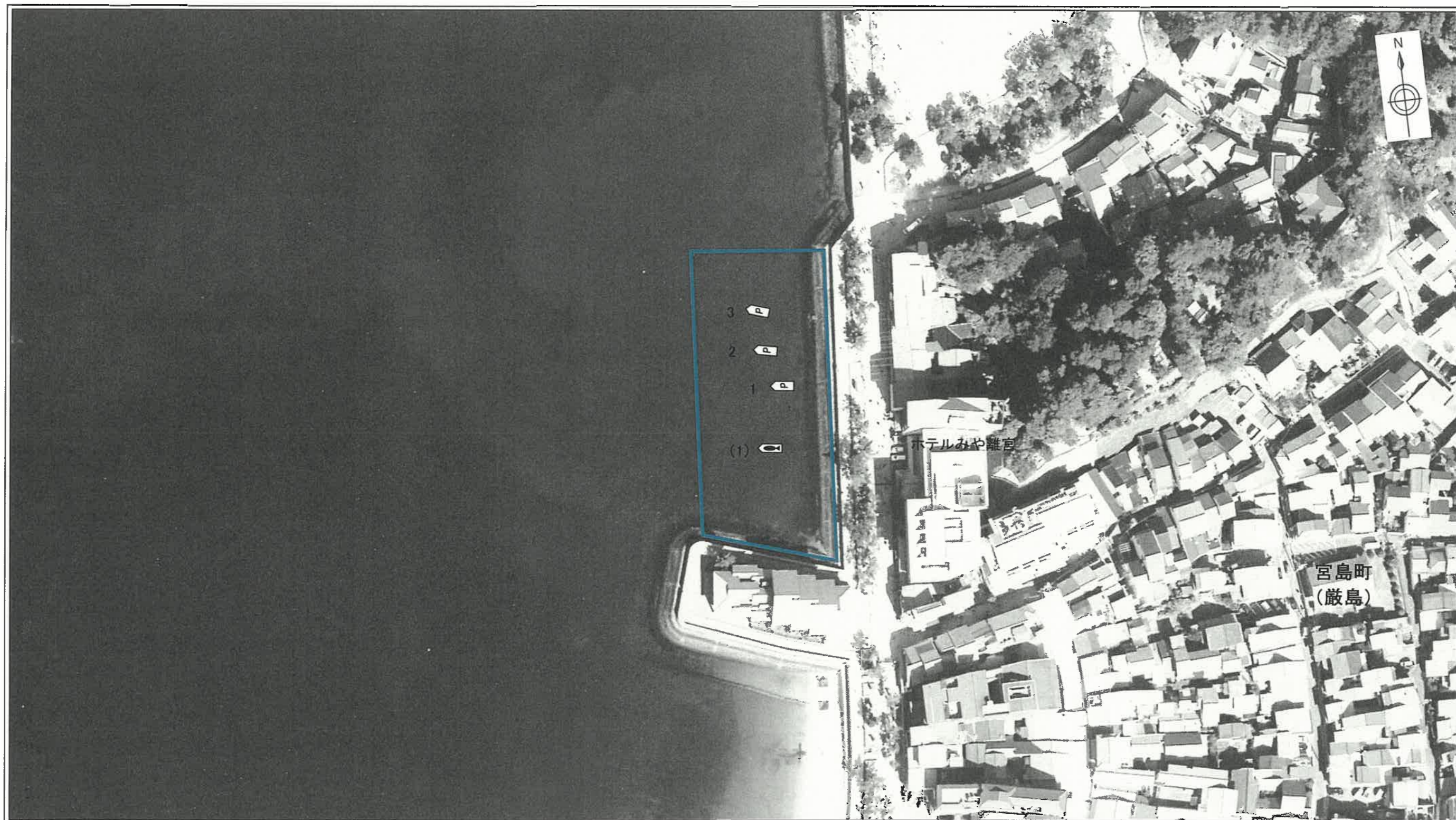
適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案) : <input type="text"/>

- モーターボート・ヨット類
- 遊漁船
- 漁船
- 事業用船舶

- モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- 遊漁船の沈船・廃船
- 漁船の沈船・廃船
- 事業用船舶の沈船・廃船

# 地区別実施計画

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	—	ホテルみや離宮	平成30年7月4日	1/1,320	24	1/1

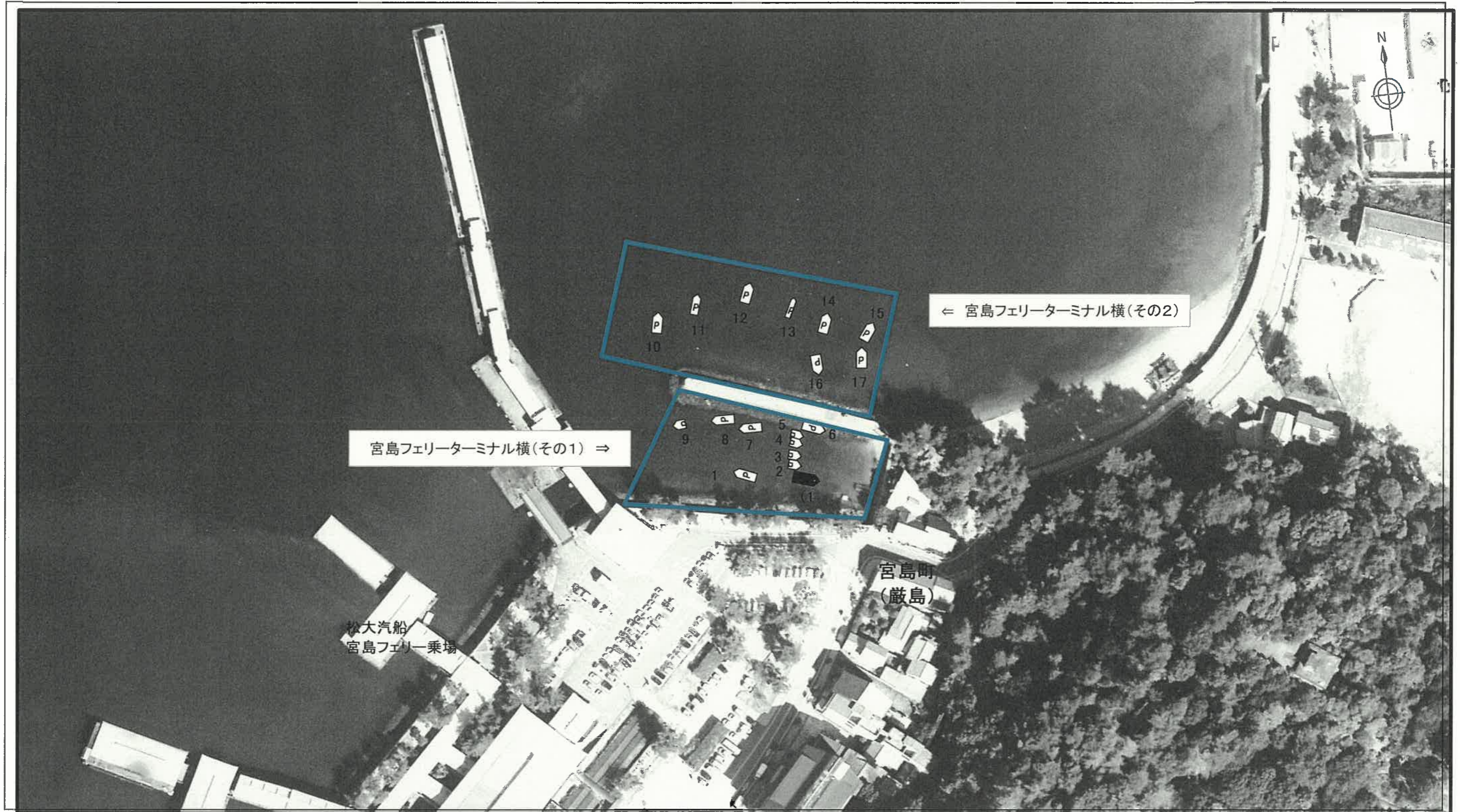


適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案): <input type="text"/>

- モーターボート・ヨット類
- モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- 遊漁船
- 遊漁船の沈船・廃船
- 漁船
- 漁船の沈船・廃船
- 事業用船舶
- 事業用船舶の沈船・廃船

# 地区別実施計画

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	—	宮島フェリーターミナル横(その1・2)	平成30年7月4日	1/1,250	25	1/1



適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案) : <span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>

- P モーターボート・ヨット類
- ☆ 遊漁船
- ⬇ 漁船
- ⬇ 事業用船舶
- P モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- ☆ 遊漁船の沈船・廃船
- ⬇ 漁船の沈船・廃船
- ⬇ 事業用船舶の沈船・廃船

# 地区別実施計画

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	巖島港	—	宮島町780地先	平成30年7月4日	1/1,250	26	1/1

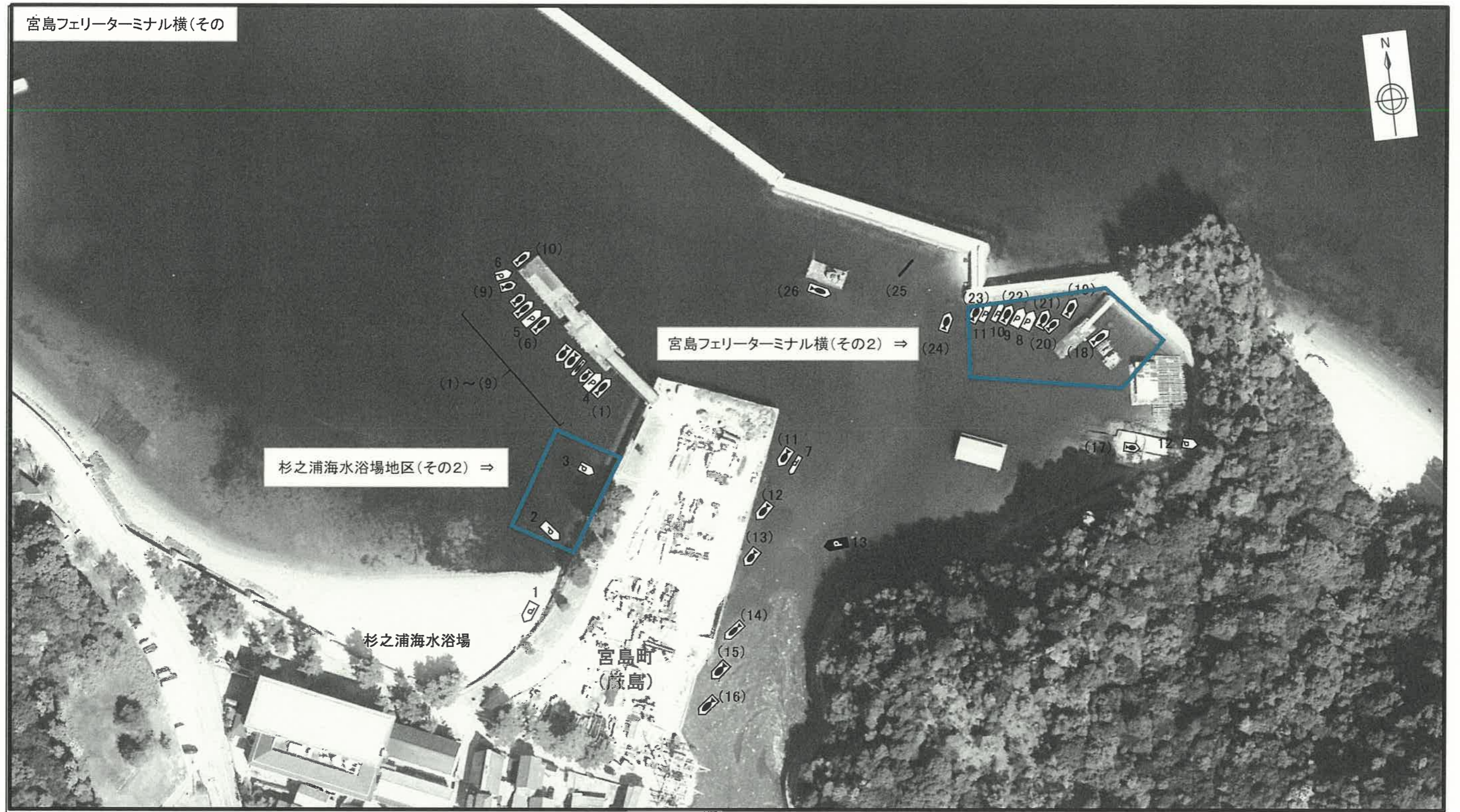


適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案): <input type="text"/>

- モーターボート・ヨット類
- モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- 遊漁船
- 遊漁船の沈船・廃船
- 漁船
- 漁船の沈船・廃船
- 事業用船舶
- 事業用船舶の沈船・廃船

# 地区別実施計画

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	—	杉之浦海水浴場地区(その1・2)	平成30年7月4日	1/1,260	28	1/1



適用類型	対応予定	区域凡例
	年 月	小型船舶用泊地の区域(案): <input type="text"/>

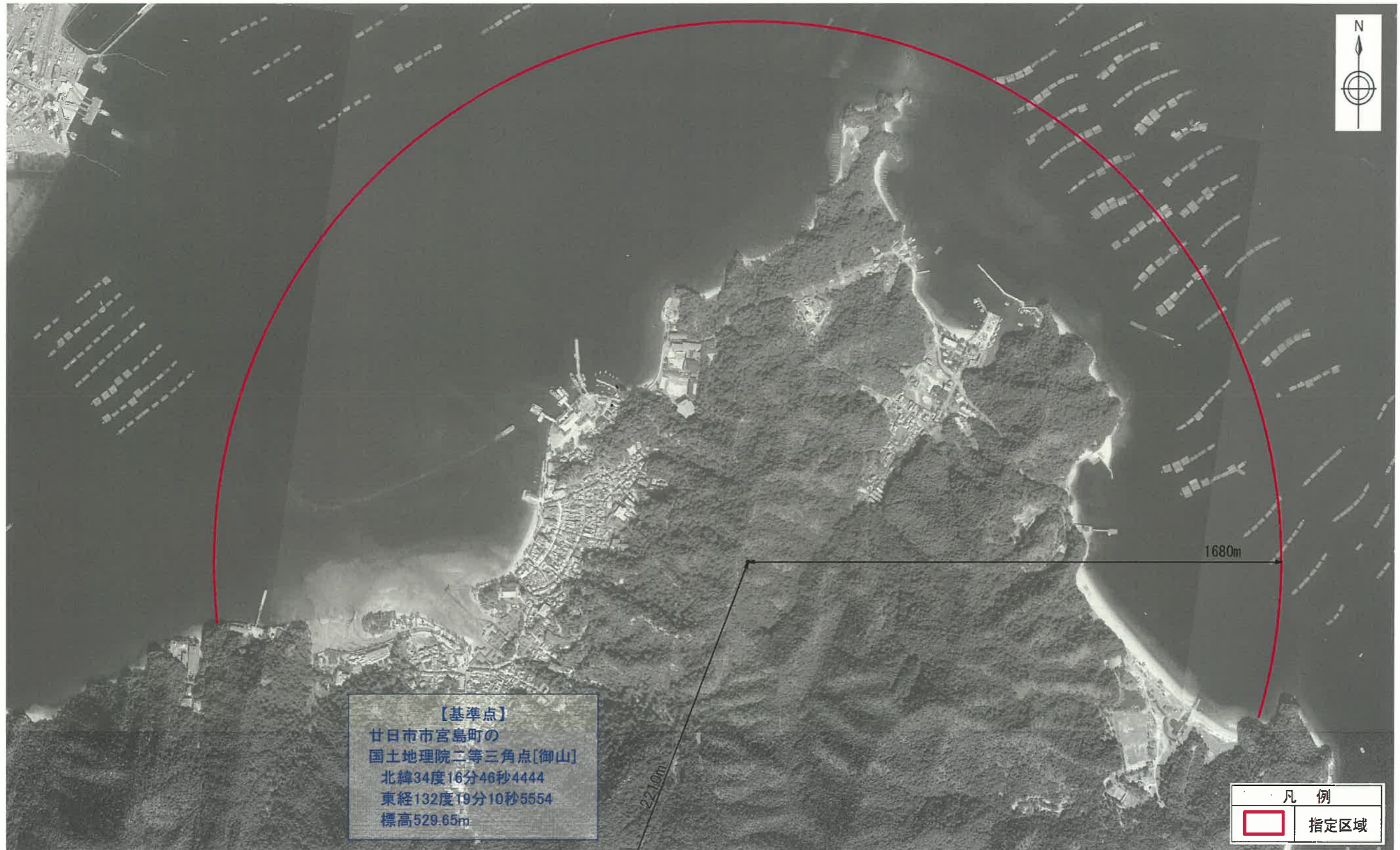
- モーターボート・ヨット類
- 遊漁船
- 漁船
- 事業用船舶

- モーターボート・ヨット類の沈船・廃船
- 遊漁船の沈船・廃船
- 漁船の沈船・廃船
- 事業用船舶の沈船・廃船

# 禁止区域図

資料5

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
1	港湾単独	厳島港	—	—	—	1/12,000	023~028	1/1



小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所  
氏名 印  
連絡先

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

(2) 係留の用に供する工作物

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区（〇〇市〇〇町地先）のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート（船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇. 〇〇m）」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋（長さ〇〇. 〇〇m）、オ 渡橋（長さ〇〇. 〇〇m）、カ はしご」の例により記載するものとする。

小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所  
氏名 印  
連絡先

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

(2) 係留の用に供する工作物

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区（〇〇市〇〇町地先）のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターボート（船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇. 〇〇m）」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環, イ ロープ, ウ 防舷材, エ 栈橋（長さ〇〇. 〇〇m）, オ 渡橋（長さ〇〇. 〇〇m）, カ はしご」の例により記載するものとする。



小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書 (記載例)

令和 3年 〇月 〇日

広島県知事 様

申請者 住所 廿日市市宮島町〇〇番地〇  
氏名 廿日市 太郎 印  
連絡先 0829-12-3456

\*電話は昼間でも連絡できる番号にしてください。

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等 \*港湾名、地区名は資料4「地区別実施計画」に記載  
地方港湾 蕨島港 〇〇〇地区 があります。

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

① 船舶番号 270-12345 広島 船舶の長さ 6.75m

(2) 係留の用に供する工作物 \*添付書類中の位置図及び見取り図に記載した工作物を  
記入してください。

ア 係船環

イ ロープ

ウ 防舷材

エ 通船 (長さ )

オ 棧橋 (長さ 5.15m) \*棧橋及び渡橋については、長さも記入してく

カ 渡船 (長さ 2.30m) ださい。

キ 梯子

ク その他

3 使用期間

令和 3年 〇月 〇日から 令和 5年3月31日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと  
認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供  
する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の  
港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区 (〇  
〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型  
船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モー  
ターボート (船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇.〇〇m)」の例  
により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環, イ ロープ,  
ウ 防舷材, エ 棧橋 (長さ〇〇.〇〇m), オ 渡橋 (長さ〇〇.〇〇m), カ  
はしご」の例により記載するものとする。

## 必要添付書類一覧表

必要添付書類		摘 要
1	船舶検査証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載の船舶の長さを確認します。</li> <li>船舶検査証に記載の船舶の長さ、明らかに相違する場合は、申請者に実測してもらう場合があります。</li> </ul>
2	位置図(資料9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図に係留位置を記載してください。防波堤、護岸等の恒久的地物からの距離も示し、係留位置を特定します。</li> </ul>
3	見取り図(資料11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料12見取り図(記載例)を参考に、係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、棧橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図してください。</li> <li>船舶、棧橋及び渡橋の長さ及び幅も記載してください。</li> </ul>
4	写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型船舶用泊地等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物等を全て写したものを。 ※資料15写真(撮影例)のとおり。</li> </ul>
5	誓約書(資料13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団等に該当することはないこと等について誓約するものです。</li> </ul>
6	構成員内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限ります。</li> <li>構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を記載してください。(様式任意)。</li> </ul>
7	その他必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～6の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求めます。 例:【杉之浦海水浴場地区で廿日市市所有の護岸に係船環を設置している場合】 護岸の使用に関する廿日市市の同意書等が必要です。</li> </ul>

※ 添付書類も2部提出してください。

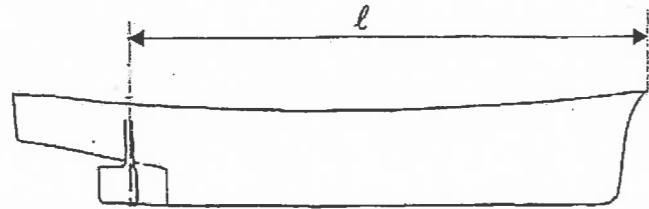
(裏面)

船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数5トン以上20トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶については、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。

【 船 舶 の 長 さ 】

1 舵の有る船

$l$  = 船の長さ



2 舵の無い船（船外機等）

$l$  (船の長さ)  $\times 0.9$  = 船舶の長さ

